

フリーター対策

統計上のフリーター数は減少しているが、年齢が対象外となった継続的なフリーターの増加、正社員化の困難さなど多くの課題が残されている。都は、フリーター等に対し、生活安定策や就労対策など総合的な支援策を展開していく必要がある。

1 フリーターの現状

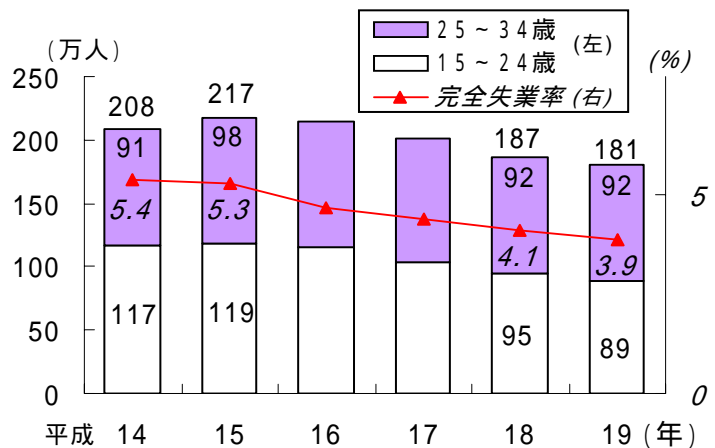
我が国の完全失業率は、経済の低迷期には5%を超えていたが、経済の回復に伴って、平成19年には3.9%と改善している。

雇用情勢の改善とともに、フリーター数は減少し、平成19年には、181万人となっている。しかし、年齢階級別フリーター数の推移を見ると、15～24歳は平成15年と比較して30万人減少しているが、25～34歳は6万人の減に留まっている(図1)。

また、フリーターの定義(下段参照)により、年齢が対象外となる35～44歳のパート・アルバイトの推移を見ると、年々増加しており、平成19年には38万人となっている(図2)。

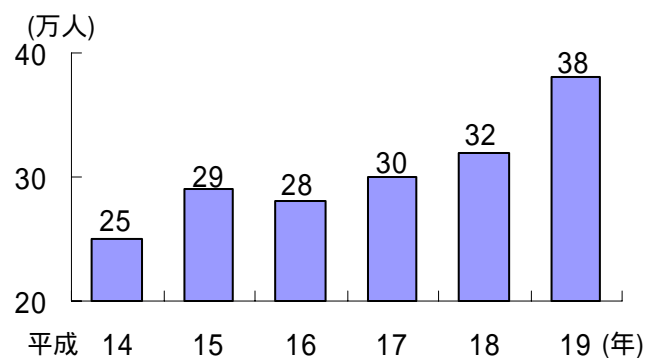
継続的なフリーターであっても、年齢が対象外となることにより定義からはずれ、統計上のフリーター数の減少に影響していることと考えられる。

図1 年齢階級別フリーター数等の推移



出所：厚生労働省「平成19年版労働経済白書」外

図2 パート・アルバイト(35～44歳)の推移



出所：厚生労働省「平成19年版労働経済白書」外

フリーターの定義(厚生労働省「労働経済白書」)

- 15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち以下の者。
 - 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 - 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 - 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者

住居喪失不安定就労者

厚生労働省が実施した調査では、インターネットカフェ等を常連的に利用する住居喪失者は全国で約5,400人、都内23区は約2千人と推計される。年齢構成は、20代(26%)と50代(23%)が多い。また、半数が短期派遣労働者等の非正規労働者であり、「アパート等の入居に必要な初期費用を貯蓄できない。」等の問題を抱えている。

出所：平成19年8月 厚生労働省報道発表資料

COLUMN

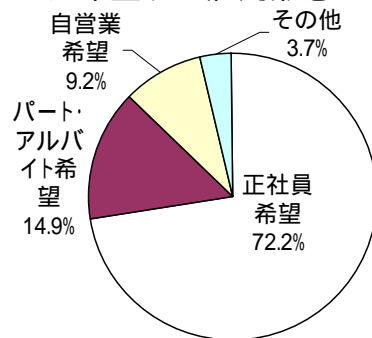


内閣府が行ったフリーターが希望する雇用形態の調査では、パート・アルバイト希望が14.9%であるのに対して、72.2%が正社員希望である(図3)。

一方、雇用する側の企業に対して、今後の正社員の採用方針を調査したところ、新卒採用が52.9%、次いで、4年以上の就業経験のある者が36.6%と高くなっている。逆に、正社員としての就業経験のない者の中途採用は、僅か4.3%に過ぎず、フリーターが正社員となるのは、かなり厳しい状況となっている(図4)。

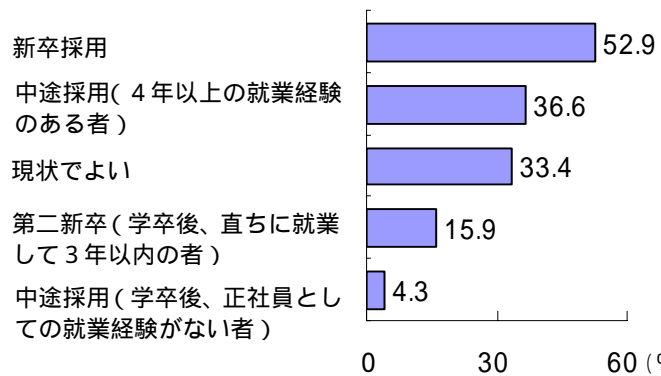
フリーターが正社員となる可能性を、実際に行われた職種別中途採用募集人数で見ると、専門・技術職が最も多く、平成16年で約231万人となっている。平成11年と比較すると、約35万人と大きく増加している。また、生産・労務職についても、約97万人で、約22万人の増となっている(図5)。

図3 フリーターが希望する雇用形態



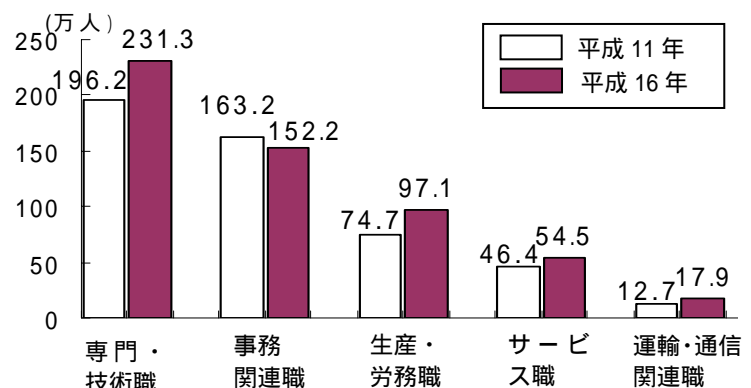
出所：内閣府「若年層の意識実態調査 2003年」

図4 今後の正社員の採用方針 複数回答



出所：内閣府「企業の採用のあり方に関する調査 2006年」

図5 職種別中途採用募集人数(上位抜粋)



出所：経済産業省「人材ニーズ調査 2004年」

2 国の取組

平成19年6月、経済財政改革の基本方針2007の中で、格差の固定化を防止し、人材の労働市場への参加や生産性向上を目指した「成長力底上げ戦略」を閣議決定した。誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会を実現するため、「ジョブ・カード制度」を導入する。ジョブ・カード構想委員会の検討を経て、12月に最終報告を公表した。ジョブ・カードは、求職者のうち希望する者にハローワーク等で作成し、「職業能力形成プログラム」等を修了した職業能力証明書のほか、職歴や学歴・取得資格等の情報を含み、幅広く活用されることが期待され、平成20年度中の実施を目指している。

ジョブ・カード制度（概要）

職業能力形成機会に恵まれない者（フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親、新卒者等）

ハローワーク・ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティングによる「ジョブ・カードの作成」

職務経歴、学習歴、取得資格等を記載

職業能力、キャリア形成上の課題、希望等を整理

キャリア・コンサルタントによる就業・訓練希望等の確認

訓練を要せず
就せず

訓練への推薦

情報提供による紹介

職業能力形成プログラム

有期実習型*

企業実習 + 座学（3～6か月）
フリーター、子育て終了後の女性等対象
有期又は常用雇用（一部国から助成）

実践型人材養成システム

企業実習 + 座学（6か月～2年）
35歳未満の若年者を対象
有期又は常用雇用（一部国から助成）

日本版デュアルシステム

実習 + 座学を委託形態（4か月）
フリーター、子育て終了後の女性等対象

実践型教育プログラム

大学・専門学校等
職業能力形成に資するプログラム提供

推進協議会

支援

支援

職業能力証明書交付（企業評価）

職業能力証明書交付（履修証明書）

ハローワーク・ジョブカフェ等

キャリア・コンサルティングによる「ジョブ・カードの作成」

職業能力証明書

職務能力、キャリア形成上の課題、希望等を再整理

職業選択や職業キャリアの方向付け

「ジョブ・カードの作成」の活用

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

就職活動に活用

* 有期実習型 事例

ジョブ・カード制度により新設されるプログラムで、企業と教育機関が連携し、企業での実践的な実習と企業のニーズに合致した教育プログラムを受ける。

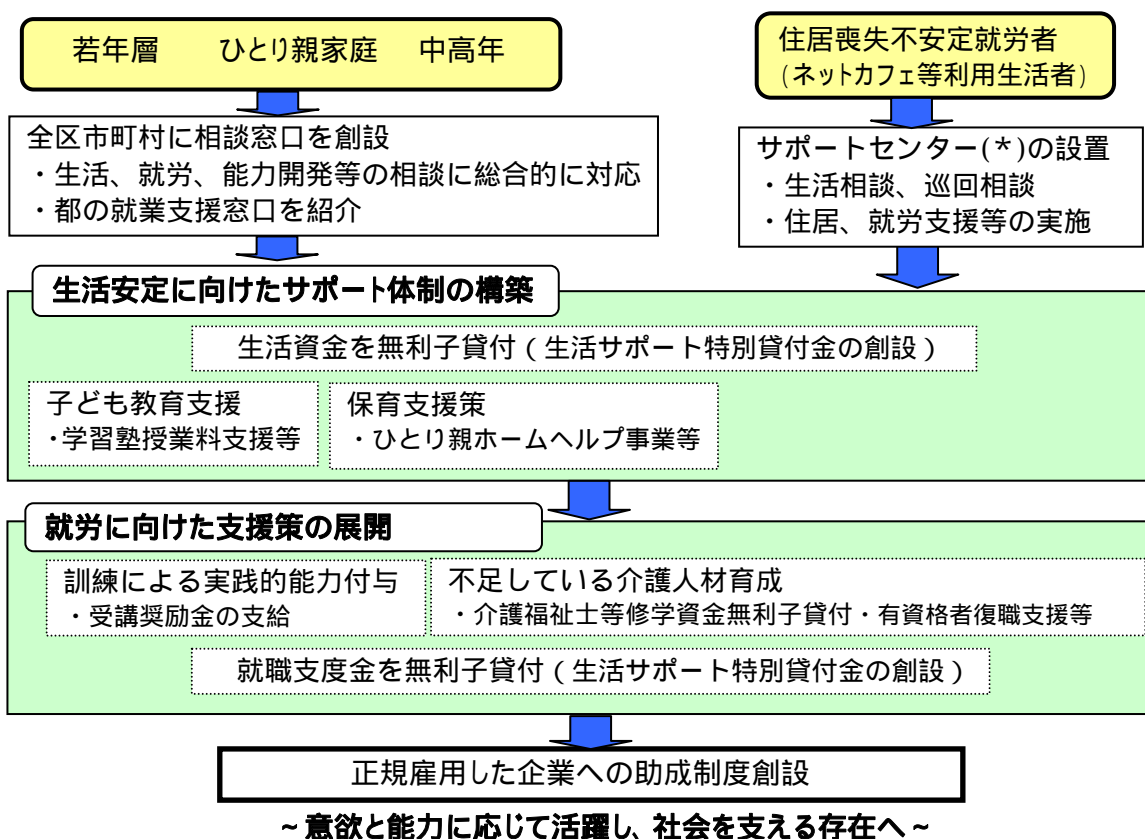
企業実習	(株) 倉庫	・在庫管理、事務実習
座学	専門学校物流コース	・物流関連の情報システム、法令等の基礎知識

3 都の取組

産業労働局は、平成19年度より年長フリーター等就職活動応援事業を開始した。セミナーや3か月間の職業訓練（営業事務又はITスキル）などを実施している。

また、平成19年12月の10年後の東京実行プログラムでは、若年層やネットカフェ等利用生活者などの職業的自立・生活安定に向けた緊急総合対策を掲げている。平成20年度から、「低所得者生活安定化プログラム」として、全区市町村に相談窓口を設置し、総合的な相談のほか、生活資金の無利子貸付や職業訓練などを実施する。ネットカフェ等利用生活者に対しては、サポートセンターを設置し、住居、就労支援等を実施する。

低所得者生活安定化プログラム（概要）



*サポートセンター… 東京都健康プラザ「ハイジア」(新宿区)に設置。平成20年4月事業開始予定。

職場体験事業“わくわく(Work Work)ウィーク東京”

教育庁では、フリーター問題等への教育的視点からの取組として、都内公立中学校2年生を対象とした職場体験を実施している。地域商店、企業、公的施設等で、約5日間職場体験し、勤労観・就業観を育てる。



4 雇用促進に向けて

定義された統計上のフリーター数は減少しているが、年齢が対象外となった継続的なフリーターの増加、正社員化の困難さなど多くの課題が残されている。都は、国が導入する「ジョブ・カード制度」を活用しながら、フリーター等に対し、資金貸付による生活安定策、職業訓練による就労対策など総合的な支援策を展開していく必要がある。